

支 払 基 金
平成 2 5 年 2 月 2 2 日

平成 2 4 年 4 月版医科診療行為マスター
に係る新設及び廃止予定について

このことについて、平成 2 4 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 7 6 号及び第 7 7 号において、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用することとされていたものについて、別添のとおり診療行為コードを新設、廃止及び施設基準コードを新設する予定ですのでお知らせします。